

## 日本中央競馬会畜産振興事業 審査項目

## 1. 応募者（共同応募者を含む）の適格性

## (1) 法人格の要件

次のいずれかに該当すること。

- ① 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会その他農林漁業者を構成員とする団体
- ② 事業協同組合
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人
- ④ 一般社団法人又は一般財団法人
- ⑤ 高等学校、高等専門学校又は大学（大学共同利用機関を含む）
- ⑥ 社会福祉法人
- ⑦ 特定非営利活動法人（NPO法人）

## (2) 応募者の要件

次の応募者の要件をすべて満たしていること。

- ① 日本国内に所在し、組織、運営についての規約、代表者の定めがあり、経理その他の事務について、適切な管理及び処理能力を有していること。
- ② 事業の実施、推進、評価が適切に実施できる体制を有していること。
- ③ 応募事業の内容を理解し、事業を総括する能力を有する事業代表者を定めること。応募区分が研究開発の場合、事業代表者は、事業実施期間が重複する別の応募事業及び実施中の畜産振興事業の事業代表者を務めていないこと。
- ④ 同一事業について補助金等を受けていないこと

## 2. 公募事業への該当性

## (1) 公募事業のテーマに該当すること

## (2) 応募区分が重点項目の場合、事業内容が選択された事項に該当すること

- (3) 国の基本方針（「食料・農業・農村基本法」など）及び畜産関連施策と整合していること
- (4) 国による助成が期待し難い事業であり、次のいずれにも該当しないこと
- ① 畜産の生産基盤又は畜産にとって基幹的な役割を果たす施設を整備しようとするもの
  - ② 直接的に農家の経営安定を図ろうとするもの
  - ③ 直接的に農畜産物等の価格安定を図ろうとするもの
  - ④ 国の役割・責任が位置付けられており、その実現のために実施するもの
  - ⑤ 基礎的な研究開発を目的とする事業であって当該事業実施により畜産業に対する直接的な効果又は成果が得られないもの
  - ⑥ 現に国が民間団体に対する助成として実施しており、補完の必要性がないと判断されるもの

### 3. 応募事業内容の有効性等

#### A. 応募区分が重点項目及びその他の場合

- ① 畜産振興における解決すべき課題について客観的なデータ等により説明し、応募事業内容は、課題解決のための必要性や緊急性が明確であること
- ② 事業成果は、公益の用に供するものであり、全国的な普及・波及が見込めるものであること
- ③ 個人への直接助成や催事・啓発活動のみの事業、外部委託のみの事業、又は機械・施設の整備等、資産の取得を目的とした事業でないこと
- ④ 事業計画が具体的であり、実施期間及び目標・評価指標が適切に設定されていること
- ⑤ 事業目標の達成が可能となる、事業の実施体制を有していること
- ⑥ 予算規模及び予算配分が適切であり、積算根拠が明確に示されていること
- ⑦ 過去に類似の事業を実施している場合、事業成果や事業評価を踏まえた事業内容の検討・改善を行っており、事業目標の達成に向けて継続の必要性が認められること
- ⑧ 委託がある場合、委託の必要性が明確であり、委託先は、業績や能力に基づき適切に選定されていること

## B. 応募区分が研究開発の場合

- ① 畜産振興における解決すべき課題について客観的なデータ等により説明し、研究開発内容は、解決すべき課題に対する必要性や緊急性があり、手法や技術に新規性・先導性が認められること
- ② 研究開発の成果は、公益の用に供するものであり、実用化及び全国的な普及が見込めるものであること
- ③ 機械・施設の整備等、資産の取得を目的とした事業でないこと
- ④ 十分な予備研究に基づく具体的な研究計画であり、事業目的の達成に向けた適切な事業目標・評価指標が設定されていること
- ⑤ 事業目標の達成が可能となる、研究開発の実施体制及び研究代表者（共同応募者含む）の実績を有していること
- ⑥ 研究開発の成果に対する予算規模及び予算配分が適切であり、積算根拠が明確に示されていること
- ⑦ 過去に類似の事業を実施している場合、目標が達成されており（実施中の場合は、達成見込みであり）、その発展性や継続の必要性が認められること
- ⑧ 委託がある場合、委託の必要性が明確であり、委託先は、業績や能力に基づき適切に選定されていること